

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧（25名）

委員長	山本 博司	(公明)	金子 洋一	(民主)	末松 信介	(自民)
理事	大河原 雅子	(民主)	斎藤 嘉隆	(民主)	中西 祐介	(自民)
理事	林 久美子	(民主)	谷 亮子	(民主)	森 まさこ	(自民)
理事	二之湯 智	(自民)	難波 燥二	(民主)	渡辺 猛之	(自民)
理事	丸川 珠代	(自民)	松浦 大悟	(民主)	松田 公太	(みん)
理事	山本 香苗	(公明)	水戸 将史	(民主)	大門 実紀史	(共産)
	植松 恵美子	(民主)	石井 みどり	(自民)	森田 高	(国民)
	江崎 孝	(民主)	上野 通子	(自民)		
	金子 恵美	(民主)	片山 さつき	(自民)		

(24. 1. 24 現在)

（1）審議概観

第180回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち本院先議1件）及び本院議員提出2件の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願はなかった。

〔法律案の審査〕

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案は、相手方を訪問して物品を購入する取引に伴う被害が増加している状況に鑑み、その取引を公正なものとし、取引の相手方の利益の保護を図るため、物品の訪問購入を行う購入業者について、不当な勧誘行為の禁止等の規制を設けるとともに、取引の相手方による契約の申込みの撤回を認める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、訪問購入の規制対象物品の範囲、本法律案による消費者被害の未然防止の効果、訪問購入の規制内容の周知徹底等について質疑が行われた。質疑を終了した後、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会及び公明党から、訪問購入の規制対象

物品の非限定化、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止、購入業者から第三者への物品の引渡しについての売買契約の相手方に対する通知等を内容とする修正案が提出され、採決の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決された。なお、附帯決議が付された。

消費者教育の推進に関する法律案及び消費者基本法の一部を改正する法律案については、一括して議題とされ、発議者より趣旨説明を聴取した後、討論、採決の結果、消費者教育の推進に関する法律案は多数をもって、消費者基本法の一部を改正する法律案は全会一致をもって可決された。

消費者安全法の一部を改正する法律案は、生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因を究明し、その再発又は拡大の防止を図るため、消費者庁に消費者安全調査委員会を設置し、生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因についての調査等を行うために必要な権限等について定めるとともに、消費者の財産に対する重大な被害の発生又は拡大の防止を図るため、内閣総理大臣による事業者に

対する勧告等の措置について定めようとするものである。なお、衆議院において、重大事故の被害者等から事故等原因調査等が必要である旨の申出があった場合において、当該調査等を行わないこととしたときはその理由を通知すること、事故等原因調査等の申出をしたことを理由とする不利益取扱いを禁止すること、附則において、この法律の施行前に発生した生命身体事故等も事故等原因調査等の対象となる旨を明記することを内容とする修正が行われた。

委員会においては、消費者安全調査委員会の体制の充実及び独立性の確保、事故等原因調査等に係る不利益取扱いを禁止する規定の実効性、財産分野のいわゆる「すき間事案」に対する行政措置を導入する意義等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月21日、消費者行政の基本施策について松原内閣府特命担当大臣から所信を聴取した。また、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果

について松原内閣府特命担当大臣から説明を聴取した。

大臣の所信に対し、3月23日、地方消費者行政活性化基金の期間終了後の地方消費者行政への支援の在り方、食品を無駄にしない消費者行政の推進、消費者教育の重要性に関する大臣の見解、国民生活センターの国への移行の検討の在り方、米等の食品に含まれる放射性物質の検査体制、消費者庁のマルチ商法に対する取組姿勢等の諸問題について質疑を行った。

3月27日、予算委員会から委嘱された平成24年度内閣府（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁）予算の審査を行い、地方消費者行政の充実強化、安愚樂牧場の問題に対する消費者庁の対応、食品中の放射性物質の新しい基準値による消費者庁の取組、鉄道運賃等の決定過程への消費者の参画、消費者団体の規模を拡大する必要性、マルチ商法に関する注意喚起の必要性等の諸問題について質疑を行った。

6月20日、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果について松原内閣府特命担当大臣から説明を聴取した。

（2）委員会経過

○平成24年1月24日（火）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成24年3月21日（水）（第2回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 消費者行政の基本施策に関する件について松原内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 消費者安全法第13条第4項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について松原内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○平成24年3月23日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 消費者行政の基本施策に関する件について松原内閣府特命担当大臣、後藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

- 水戸将史君（民主）、二之湯智君（自民）、木庭健太郎君（公明）、松田公太君（みん）、大門実紀史君（共産）

○平成24年3月27日（火）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成二十四年度一般会計予算（衆議院送付）
 - 平成二十四年度特別会計予算（衆議院送付）
 - 平成二十四年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁））について松原内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、後藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国民生活センター理事長野々山宏君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君（民主）、上野通子君（自民）、山本香苗君（公明）、松田公太君（みん）、大門実紀史君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成24年4月11日（水）（第5回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）について松原内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成24年6月20日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）について松原内閣府特命担当大臣、後藤内閣府副大臣、郡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、修正議決した。

〔質疑者〕

松浦大悟君（民主）、石井みどり君（自民）、山本香苗君（公明）、松田公太君（みん）、大門実紀史君（共産）

（閣法第48号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
国民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 消費者教育の推進に関する法律案（参第26号）
- 消費者基本法の一部を改正する法律案（参第27号）

以上両案について発議者参議院議員島尻安伊子君から趣旨説明を聴き、討論の後、いずれも可決した。

（参第26号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、国民
反対会派 みん

（参第27号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
国民

反対会派 なし

- 消費者安全法第13条第4項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について松原内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○平成24年8月3日（金）（第7回）

- 消費者安全法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について松原内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員永岡桂子君から説明を聴いた。

○平成24年8月28日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 消費者安全法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員永岡桂子君、松原内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

難波獎二君（民主）、末松信介君（自民）、谷亮子君（生活）、松田公太君（みん）、大門実紀史君（共産）、石井みどり君（自民）、山本香苗君（公明）

（閣法第34号）

賛成会派 民主、自民、公明、生活、みん、
共産、大地

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成24年9月7日（金）（第9回）

- 消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に

一任することに決定した。